

【質問文】 経産省他ヒアリング（15時30分～17時30分）

ヒアリング 1 東電福島第一原発の状況の確認

1-1 廃炉に向けた「中長期ロードマップ」に基づく廃炉作業の進捗の確認

2019年12月27日、廃炉・汚染水対策関係閣僚等会議において「東京電力ホールディングス福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」（中長期ロードマップ）が改訂されました。

廃炉完了まで30年～40年として計画されている「中長期ロードマップ」の現時点における進捗状況をお聞かせ願います。

1-2 「中長期ロードマップ」についての実現可能性の確認

「30年～40年」とした廃炉期間について、その根拠、実現の見通し、さらに「廃炉」とはどのような状態を指すのか、明確にお答えください。

1-3 「中長期ロードマップ」の見直し

「中長期ロードマップ」については、廃炉の最終形についてのコンセンサスも存在せず、期間も実現可能性はないことから、根本的に見直す必要があると思います。「中長期ロードマップ」を作り直し、「短期」（10年）「中期」（50年）「長期」（100年超）に分けて目標設定、資金的裏付け、責任主体の設定、地元との合意形成、国民的議論形成、国際社会との対話、そして何よりも重要な「再汚染の阻止」を基本としたものとするべきです。現在の「中長期ロードマップ」を撤回し、議論する場をまず作るべきではありませんか。

1-4 原子力緊急事態宣言下にあることの確認

2024年4月1日現在、7市町村（南相馬市、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村）の一部に避難指示が出されたまま、帰還困難区域が設定されています。今後の見通しを教えてください。

1-5 「ALPS 処理水海洋放出」について

（1）海洋放出はロードマップ上でどの様な位置づけになるのでしょうか、可能な限り具体的に、廃炉工程の中での位置づけと放出の根拠を示してください。

（2）「トリチウム水タスクフォース報告書」（2016年6月）では「海洋放出」の費用見積もりは34億円でした。実際には広報費・補償費なども含めて全額いくらかかっているのでしょうか。国と東電、それぞれの支出額を教えてください。

（3）東電が過去6回の放出結果を発表していますが、「放射能総量」の表では、「分析値が検出限界値未満（ND）である核種の放射能総量は算出しない」と明示し、放射能総量（Bq）を「-」（ハイフン）と表示しています。これは環境省のサイトの主張「NDはゼロではない」に反するのではないですか？ 放出水量が多量でありNDをゼロとすると放射能総量の過小評価になります。経産省はどう考えますか？

（4）「日本政府による要請を踏まえ、ALPS 処理水の海洋放出について、IAEA の国際安全基準に合致しているか否かを評価するための技術的な確認を実施」（処理水ポータルサイトより）したとされています。これについて質問します。

報告書全文は英文のみが公表されており、日本語の報告書はIAEAの要約版しか公開されていません。全文訳はなぜ日本政府の責任として公開しないのですか。

また、この調査はいかなる法令根拠（国際法を含む）に基づき実施されたものですか。条文と解釈も合わせお答えください。

さらに、日本が負担した費用、東電が負担した費用についてお答えください。

ヒアリング 2 東電の柏崎刈羽原発の再稼働目論み

2-1 国と東電の責任

東電が起こした福島第一原発事故（イチエフ事故）を起こした責任については最高裁判所まで確定判決が出ています。法的責任は免れることはできません。その東電が再び原発を稼働させることをどう考えますか。安全性の保障は誰ができるのですか。経産省は再び事故が起きた場合、どう責任をとるつもりですか。

2-2 能登半島地震が示す柏崎刈羽再稼働の危険

能登半島地震が原発の危険性と避難不可能性を改めて示し、柏崎刈羽原発周辺でも震度 5 強の揺れを観測しました。周辺道路は大渋滞が発生し、避難に大きな支障を来しました。2007 年の中越沖地震では地震の後の調査で 3,700 箇所もの損傷等がありました。さらに、能登半島地震の影響でマグニチュード 7 クラスの地震が発生する可能性が高いとの地震学者の見解もあります。柏崎刈羽原発の再稼働をなぜいま認めるのですか。

2-3 電力の需給状況

東京電力管内の需給状況は、経産省が「今年夏の逼迫はない」との見解を示しています。東電管内では昨年夏の猛暑を原発ゼロで過ごしました。需給状況からも柏崎刈羽原発の運転を強行する必要はないと言えるのではないですか。

ヒアリング 3 柏崎刈羽から青森への燃料搬出計画

東電は 3 月 29 日に「2024 年度使用済燃料等の輸送計画について」を発表しました。

3-1 搬出の必要性和輸送の危険性

- (1) 経産省は監督官庁として、これについてどう考えていますか。
- (2) 東電により搬出が必要だとしている理由について、経産省はどのように判断し、考えているのかを教えてください。
- (3) 使用済燃料の輸送安全性については、どう考えていますか。能登半島地震のように大地震・津波・海岸隆起などが発生した場合の安全対策を、どう考えますか。
- (4) 使用済核燃料については、原子炉等規制法上の規制対象ではなく、「危険物船舶運送及び貯蔵規則」で規制しています。ところがこの規則は新規制基準のように事故が起こることを前提とした想定に基づいた緊急時対応は規定していません。事故は起こらないもの、防止するべきものとした考え方が基本となっているため、輸送安全対策にとどまり、過酷事故を想定した緊急事態対策は規定されていません。これでは大変な事態を招きます。その責任は輸送事業者ではなく、原子力事業者が追うべきものとされていますから、経産省が責任官庁となるはずだと考えます。経産省が責任をとるとの考え方でよいのでしょうか。
- (5) それを踏まえて、国土交通省と経産省において、核燃料輸送にかかる事故想定と緊急事態対策、並びに規制を改める考えはないのですか。今の段階ではプルトニウム輸送であろうと使用済燃料輸送であろうと、輸送自治体は具体的に情報提供さえなされておらず（海上輸送では）、対処のしようもありません。加えて輸送安全は輸送事業者任せであり、責任主体である事業者（電力会社等）は他人任せの姿勢です。これを改めることから始めなければなりません。
- (6) あらたな輸送計画を策定する場合は、緊急事態として想定される自然災害、テロを含む軍事攻撃、輸送事業者による船舶の緊急事態等について基準を定め、対応策を含む「特定重大事故対処方針」を策定するべきです。そのためには、そういう事態が発生しうることを国が各地方自治体や住民に対して正確かつ率直に情報提供し、それでも輸送を行うことを前提に対策を行うことにつき了解を得る必要があります。そうした手順を踏んで実施するべきではないですか。

3 - 2 むつ市リサイクル燃料貯蔵

むつ市リサイクル燃料貯蔵（株）のリサイクル燃料備蓄センターへの貯蔵は、中間貯蔵と呼ばれています。協定上は50年しか貯蔵できないことをちゃんと認識していますか。その後、これらの燃料をどうするのでしょうか。監督官庁として今後の見通しをお聞かせ願います。

3 - 3 六ヶ所再処理施設

六ヶ所再処理施設は30年以上も前に計画され稼働予定が26度も延期され、稼働の実現性について多くの専門家が否定的です。

（1）今までに日本原燃及び国が費やした費用（税金と電気料金が原資）を改めて明らかにしてください。

（2）アクティブ試験の実績が示すように、稼働すれば膨大な放射性物質の放出が予想されます。それでも再処理を行うのですか。

（3）稼働しない場合には、全国から集められた使用済核燃料約3,000トンについて、青森県に置き続けることは協定上できないこととされています。経産省はこのことを認識しているのですか。

以上